

こんにちは!

村立東海病院であ



ご存じですか? 「医薬品副作用被害救済制度」

医薬品は正しく使っても、副作用の発生を防げない場合があります。そこで、医薬品(病院・診療所で処方されたものや、薬局で購入したものも含む)を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害が生じた場合に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、医療費や年金などの給付を行う「医薬品副作用被害救済制度」があります。

1. 救済制度の目的

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害者に対して、各種の副作用救済給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的としています。

2. 救済の対象となる健康被害

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による、入院治療が必要な程度の疾病や障害などが対象となります。ただし、がんなどの特殊疾病に使用されることが目的とされている薬には、対象除外となるものがあります。

3. 副作用救済給付の種類

給付には次の7種類があり、給付額は種類ごとに定められています。

- ▽入院治療を必要とする程度の健康被害で医療を受けた場合・・・①医療費 ②医療手当
- ▽日常生活が著しく制限される程度の障害がある場合・・・③障害年金 ④障害児養育年金
- ▽死亡した場合・・・⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料

4. 副作用救済給付の請求

健康被害を受けた本人(死亡された場合はその遺族)が、請求書に診断書などの必要な書類を添えて、「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構」(以下、「PMDA」という)に直接提出します。

5. 副作用救済給付の支給の可否の決定

被害者から提出された請求書等をもとに、PMDAから厚生労働大臣に判定の申し出を行い、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会(副作用・感染等被害判定部会)で審議され、厚生労働大臣の判定結果をもとに、PMDAにおいて副作用救済給付の支給の可否が決定されます。

【給付の仕組み(請求、判定、諮問、決定など)】 引用：独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ (http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)



【問い合わせ】村立東海病院(☎282-2186)、福祉総務課地域医療担当(☎287-0848)

※救済制度について不明な点は、PMDAの相談窓口(☎0120-149-931)へご確認ください。